

## 川崎市環境局職員等表彰委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市環境局職員等を対象とした第2条に規定する各種表彰等の受賞候補者の選考について、公正を期すため、川崎市環境局職員等表彰委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(対象とする表彰等)

第2条 対象とする表彰等は、次のとおりとする。

- (1) 叙勲
- (2) 環境大臣表彰
- (3) 神奈川県知事表彰
- (4) 全国都市清掃会議会長表彰（全都清）
- (5) 神奈川県都市清掃行政協議会優良職員表彰（神都清）
- (6) その他の特に重要と認められる表彰

(所掌事務)

第3条 委員会は、第2条に規定する表彰等に関し、受賞候補者の選考に関することを所掌する。

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員若干名で組織する。

- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、川崎市環境局職員を対象とした表彰以外に関する場合は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長をあらかじめ指定する者が、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、必要に応じて開催し、委員長が招集する。

(運営)

第7条 委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、庶務課に置く。

附 則

この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (表彰委員会委員)

委員長	総務部長
委員	生活環境部長
委員	生活環境部担当部長 (廃棄物政策担当)
委員	施設部長
委員	庶務課長
委員	庶務課担当課長 (労務管理・安全衛生担当)
委員	収集計画課長
委員	生活環境部担当課長 (廃棄物政策担当)
委員	処理計画課長

別表 2 (表彰委員会委員)

委員長	総務部長
委員	脱炭素戦略推進室長
委員	脱炭素戦略推進室担当部長
委員	環境対策部長
委員	生活環境部長
委員	生活環境部担当部長 (廃棄物政策担当)
委員	施設部長
委員	環境総合研究所長